

能作者内藤河内守をめぐって

天野文雄

大永四年（一五二四）成立の『能本作者注文』は△夕顔ノ上（半蔀）△俊成忠度△木靈浮舟△の作者として内藤藤左衛門、後、河内守を称した人物を伝えている。同時期成立の『自家伝抄作者付』では、△半蔀△は△鰐川ミナカワ△作、△俊成忠度△は世阿弥作、△木靈浮舟△は曲目不掲載で、内藤河内守なる人物については言及がないが、天正頃の『いろは作者注文』（必ずしも『能本作者注文』の影響下にはない）、観世元章編『二百拾番謡目録』等、後代の作者付も三曲の作者を内藤左衛門（藤左衛門ではない）あるいは内藤河内守としている。これらから、内藤河内守なる能作者の存在は確実であり、右三曲を彼の作とする『能本作者注文』の説もほぼ信じられるものようである。

この内藤（藤）左衛門、後に河内守を称した人物については従来は素姓不明とされ、わずかに『長興宿彌記』文明十四年（一四八二）三月二十一日条にみえる一色上野介被官出身のようである。

人物についても従来は素姓不明とされ、わずかに『長興宿彌記』文明十四年（一四八二）三

月二十一日条にみえる一色上野介被官出身のようである。

手猿楽「内藤猿楽大夫」を比定する推測説（国語国文学研究史大成『謡曲・狂言』所収の『いろは作者注文』の注）が出ており程度であつた。しかし、右の推測説も、武家を思われる能作者の『河内守』が職業的手猿楽たる内藤大夫にそぐわぬ点を存疑としていたし、手猿楽が禁中での演能の折に受領号を与えられる慣習（浅屋の因幡守、山脇元宣の和泉守など）もはるか後代のことであり、手猿楽内藤大夫が能作者の内藤河内守である可能性は低いとせざるを得ない。しかるに、能作者内藤河内守かと思われる人物が武家伝奏広橋守光の『守光公記』永正十二年（一五一五）三月三百条にみえていることを米原正義氏『戦国武士と文芸の研究』（昭和51年、桜楓社）により知り得た。当該記事を大日本史料によつて示そう。

ところで、右の記事は将軍や畠山氏などの守護大名をまきこんでの細川家の熾烈な内訌の時期にあたつており、當時、高国は大内義興と結んで将軍義稙を擁立していた。従つてこの内藤河内守も両京兆に近い立場の人物と考えられるが、事実、両京兆の周辺には内藤

内守郎に招かれて観世大夫元弘（道見）の能を賞玩したことなどを伝える記事であるが、『能本作者注文』成立の九年前のことであり、室町期の河内守はほとんど畠山被官の遊佐氏が任せられていて内藤姓の河内守はきわめて稀であることからも、これが能作者の内藤河内守である蓋然性は高いと言えよう。観世元弘の直談をもとに編集された『能本作者注文』が△半蔀△などの作者を△内藤（藤）左衛門、後、河内守△とかなり具体的に記しているのは、能作者内藤河内守が観世座と関わりの深い人物だったことを窺わせるが、『守光公記』の内藤河内守も観世大夫を自邸に呼ぶような、観世大夫との交流が考えられる人物なのである。『守光公記』は東洋文庫所蔵で未調査だが、大日本史料に分散して引かれている記事（ほぼ同記を網羅しているか）を検索した限りでは、右以外に内藤河内守についての記事は見当らない。問題の記事はすべて伝聞であり、広橋守光と内藤河内守はよくに交流はなかつたものであろう。

ところで、右の記事は将軍や畠山氏などの守護大名をまきこんでの細川家の熾烈な内訌の時期にあたつており、當時、高国は大内義興と結んで将軍義稙を擁立していた。従つてこの内藤河内守も両京兆に近い立場の人物と考へられるが、事実、両京兆の周辺には内藤

寅自曉頭雨下。（日脱カ）（細川高国・大内義興）兆云々。観世大夫凝芸能云々。

右京兆細川高国と左京兆大内義興が内藤河

姓の人物が少くない。たとえば、文明・天文頃の大内氏被官に、歌人・連歌作者にして『源氏物語』書写の実績もある内藤護道（内藏助）のような能作者としての条件を備えた内藤姓の人物もいる（米原氏前掲書）が、高國の周辺にはそれ以上に『守光公記』の内藤河内守（能作者と考えてよい）につながるよう内藤姓の被官が多い。特定はできないが一応吟味を加えておこう。

当時の高國の有力被官で内藤姓の武将に丹波守護代内藤備前守貞正がいる（『細川両家記』『応仁記』など）。注目すべきは、この貞正の一党には代々左衛門を名乗る者が多いことで、『姓氏家系大辞典』によれば、明応（一四九二）～一五〇二頃には細川被官で内藤左衛門四郎秀継なる人物が存在したという（ただし、出典未確認）。室町前期の細川被官で『新続古今集』（永享十一年〔一四三九〕成立）に一首入集し、絵もよくした左衛門尉内藤元康（『本朝名画拾遺』）も貞正の一族であるうか。この元康が後に河内守になつたとすれば、能作者としても恰好の人物だが、元康が永正十二年まで生存していた可能性はほとんどない。『細川勝元記』は応仁元年（一四五七）に貞正が山名勢に丹波夜久郷で敗れた折、貞正の一族たる内藤孫四郎貞徳ら「一族若党數十人」の討死を伝えており、貞正の一

族には後に河内守に任せられるような人物がなおいたことは十分考えられよう。そして『実隆公記』永正九年二月十五日条を見ると、「右京大夫亨有猿樂内藤申沙汰云々」とあって、高國被官らしい内藤某の存在が知られる。この能は『能榮源流考』では觀世大夫（道見）の所演かとされているが、觀世大夫の演能の沙汰をしている点で、『守光公記』の内藤河内守と通じるものがある。同人として得る根拠はほとんどないが、同人の可能性もかなり高いようと思う。なお、前述のように、河内守は畠山敗れ戦死している。『守光公記』の内藤河内守はこの戦死をうけて河内守に就任したと解されるが、大永七年には再び遊佐河内守が『細川両家記』に見えるから、遊佐氏以外の河内守は永正頃の内藤河内守だけだつたらしい。

能作者内藤河内守をめぐる以上の知見は源氏物の能における素人の闘争という問題にいささか波及する。すなわち、能作者内藤河内守が武士であるとする（これは確実）、細川被官横尾元久作詞の△浮舟▽、山名被官大田垣能登守作の△權▽に加え、△半部▽△木靈浮舟▽も武士の作であることになり、源氏物の能に占める武家文化人の比重がいよいよ高くなるからである。内藤河内守については源

氏研究などとの具体的なつながりは証明できないが、南北朝以降における武士の古典研究や連歌愛好はすでに常識化していることであり、内藤河内守がそうした文化人であったことはなによりもその作品が雄弁に物語っている。

（上田女子短期大学助教授）